

令和 8 年産大豆収穫後入札取引に係る売り手登録の新規受付について

令和 8 年 8 月 2 0 日
(公財) 日本特産農産物協会

当協会が実施する国産大豆の収穫後入札取引において、令和 7 年産大豆については売り手として全国農業協同組合連合会及び全国主食集荷協同組合連合会の 2 者が登録されていますが、売り手として参加する者は、大豆の年産ごとに登録することとなっています。

本年 11 月以降に開始を予定している令和 8 年産大豆収穫後入札取引について、売り手登録に係る新規申請を、本日以降 9 月 30 日（水）まで受け付けます。

新たに登録をご検討されている場合は、協会担当者に電話等でご相談ください。

なお、収穫後入札取引の売り手の登録要件、取引の対象となる大豆、上場すべき数量その他の条件は以下のとおりです。

1 収穫後入札取引の売り手として登録可能な者の要件

収穫後入札取引の売り手として登録可能な者は、農林水産省生産局長通知「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（以下「農水省要領」という。）」に基づく「生産者団体等」であって、農水省要領の「生産計画及び集荷・販売計画（以下「計画」という。）」を作成する者です（「大豆の入札取引に係る業務規程」（以下「規程」という。）第 7 条）。

具体的には、地域農協連（経済連）、農協（単協）、2 以上の集荷業者で構成する法人（事業協同組合等）であって、上記計画を作成する場合は該当します。

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領第 2 の 1（抜粋）

「生産者団体等」とは、次の（1）又は（2）に掲げる者であって、国産大豆の生産者からその生産に係る大豆の売渡しの委託（当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆の売渡しの委託及び当該大豆につき順次行われる売渡しの委託を含む。）を受けたもの又は受けることが見込まれるものをいう。

- （1）大豆の生産者がその直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会
- （2）大豆の集荷の業務を行う者がその直接又は間接の構成員となっている法人（（1）に掲げる者を除く。）

2 収穫後入札取引の対象となる大豆の要件

収穫後入札取引の対象となる大豆は、次の全てに該当するものです（規程第 5 条及び農水省要領第 4 の 1～3）。

- （1）当該年産の国内産大豆のうち、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 2 条第 1 項に規定する農産物検査を受け、普通大豆の 1 等から 3 等までの品位又は特定加工用大豆合格の品位に適合するもの
- （2）これまで売買されたことがない大豆（売り手登録者である生産者団体等が大豆生産

者から販売委託を受けたもの)

- (3) 売り手登録者である生産者団体等により販売される大豆であって、生産年の8月31日までに生産者から売渡しの委託の申込みが行われ、生産年の翌年の3月31日までに生産者から生産者団体等に引き渡されたもの

3 収穫後入札取引に上場すべき大豆の産地品種銘柄等及び数量

売り手登録者ごとに農水省要領第3の2の(2)の規定に基づいて作成する当該年産の「集荷・販売計画」において、大豆の主要産地品種銘柄等（販売予定数量が500トン以上の産地品種銘柄等）別に販売予定数量の3分の1以上となるよう入札販売目標数量を設定し（規程第4条）、収穫後入札取引には、当該産地品種銘柄等別に入札販売目標数量から当年産播種前入札取引における上場実績数量を除いた数量を上場することとなっています（規程第6条）。

4 売り手登録者の経費負担

売り手登録申請者は、登録申請時に協会に対し年産ごとに登録料（1万円（消費税込み））を支払う必要があります（規程第8条）。また、売り手登録者は、入札取引の運営に要する経費（運営拠出金）として、入札により取引された大豆の数量並びに入札により形成された取引指標価格を基準として契約栽培及び相対で取引された大豆の数量に応じ、協会に対し1俵（60kg）当たり1円（消費税込み）を拠出する必要があります。

なお、買い手登録者も売り手登録者と同額の運営拠出金を負担することとなっており、当該買い手負担分については、売り手登録者が大豆の販売代金に上乗せすることにより買い手から徴収し、売り手負担分と併せて協会に支払う仕組みとなっています（規程第34条）。さらに、売り手登録者は上場数量に応じて協会に入札手数料を支払う必要があります。入札手数料の額は、売り手全体で年間300万円を超えない範囲で協会理事長が定めることとなっています（規程第34条）。

5 入札取引に係る事務処理方法

入札販売計画（規程第12条）、上場申し出（規程第16条）、代金決済・物流指示（規程第29条）等の事務処理方法については、従来から売り手登録者が実施している方法によることを基本としますが、新規売り手登録者に係る個別具体的な方法については、売り手登録者と協会が協議して設定することとなります。

【関係規程等】

国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/daizu/attach/pdf/index-59.pdf>

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/daizu/attach/pdf/index-104.pdf>

大豆の入札登録に関する業務規程（公益財団法人日本特産農産物協会）

https://secure02.red.shared-server.net/www.jsapa.or.jp/pdf/t_rule/r4gyomukitei.pdf

【問合せ先】 公益財団法人日本特産農産物協会 業務第1部 高橋、松村

電話：03-6689-9428、ファクス：03-3663-7525、E-mail：info@jsapa.or.jp